

市民税・県民税 申告書の書き方

この申告書は、市民税・県民税等を計算するための重要な資料となりますので、「申告書の書き方」をよくお読みになり、正確に記載してください。

＜申告が必要な方＞

平成30年1月1日現在、五所川原市に住所のある方で、平成29年1月1日から12月31日までの1年間に何らかの収入のあった方です。

（注）所得が0やマイナスになる場合も、申告は必要です。

このほか、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方、各種制度（障害者、介護保険、社会保険の被扶養者等）の適用を受けている方については、所得のあるなしにかかわらず、必ず申告をしてください。

申告がされていないと国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられなかったり、所得証明書等の発行ができなかったり、不利益を受ける場合があります。

※なお、所得税の確定申告書を提出した方は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。

＜申告書について＞ 申告書の番号にそって説明していますので、該当するところに記載してください。

【1 収入金額等】及び【2 所得金額】

収入・所得の種類	内 容
ア・① 営業等	小売業、飲食店業、大工、外交員、漁業等の事業から生じる所得
イ・② 農業	米、野菜、果樹等の生産や畜産等の事業から生じる所得
ウ・③ 不動産	貸地、貸家等の地代や家賃、水田の貸付等から生じる所得
エ・④ 利子	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配等による所得
オ・⑤ 配当	利益の配当、証券投資信託の収益の分配等による所得
カ・⑥ 給与	給与、賞与、賃金等による所得
キ・③③ 雑（公的年金等）	国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給等による所得 ※障害年金、遺族年金、雇用保険の失業給付金は含まれません
ク・③④ 雑（その他）	講演料、謝金、生命保険契約等に基づく年金等による所得
ケ・③⑤ 総合譲渡（短期）	ゴルフ会員権や金地金、機械等の資産を譲渡したことによる所得 ※譲渡資産の保有期間が5年以下の場合
コ・③⑥ 総合譲渡（長期）	ゴルフ会員権や金地金、機械等の資産を譲渡したことによる所得 ※譲渡資産の保有期間が5年超の場合
サ・③⑦ 一時	生命保険の満期受取金、賞金や懸賞当せん金等による所得

- （注）1 営業等・農業・不動産所得がある方は、別途「収支内訳書」を添付してください。
 2 給与所得がある方は、源泉徴収票（支払明細書等でも可）の写しを添付してください。
 3 雑（公的年金等）所得がある方は、源泉徴収票の写しを添付してください。
 4 分離課税譲渡所得、山林所得、退職所得については、別途、お問い合わせください。

【3 所得から差し引かれる金額に関する事項】及び【4 所得から差し引かれる金額】

控除の種類	内 容
⑩ 雑損控除	あなたや生計を一にする親族が、災害等により住宅や家財等に損害を受けた場合
⑪ 医療費控除	あなたや生計を一にする親族のために支払った医療費等が一定の金額以上ある場合
⑫ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等について、あなたが支払った場合 ※生計を一にする親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている社会保険料についてはあなたの控除対象になりません。
⑬ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが、小規模企業共済等掛金等を支払った場合
⑭ 生命保険料控除	あなたが、生命保険契約や個人年金保険契約等に基づき支払った保険料がある場合
⑮ 地震保険料控除	あなたが、損害保険契約等に基づき支払った地震等損害部分の保険料がある場合
⑯ 寡婦（夫）控除	あなたが、次のA・Bの <u>いずれかに該当</u> する場合 ○寡婦 A 夫と死別もしくは離別後婚姻していない方や夫の生死の明らかでない方で、扶養親族や前年の合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子のある方 B 夫と死別後婚姻していない方や夫の生死の明らかでない方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方 ○特別寡婦 Aのうち、扶養親族である子があり、前年の合計所得金額が500万円以下の方 ○寡夫 妻と死別もしくは離別後婚姻していない方や妻の生死の明らかでない方で、次の <u>いずれにも該当</u> する方 ・前年の合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子がある方 ・前年の合計所得金額が500万円以下の方
⑰ 勤労学生控除	あなたが学生又は生徒で、前年の合計所得金額が65万円以下（そのうち、勤労によらない所得が10万円以下）の場合
⑱ 障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合
⑲ 配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下の場合 ※配偶者が事業専従者となっている場合や他の方の扶養親族である場合は該当しません。
⑳ 配偶者特別控除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合 ※配偶者が事業専従者となっている場合は該当しません。
㉑ 扶養控除	あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の方がいる場合 ※その方が事業専従者となっている場合や他の方の扶養親族である場合は該当しません。

(注) 1 ⑩～⑮については、支払額がわかる証明書等の写しを添付してください。

2 ⑱については、障害者手帳の写し又は障害者控除対象者認定書を添付してください。

3 ⑱～㉑については、対象者のマイナンバーの記載が必要です。

○平成29年度以降の市民税・県民税等の申告について、

マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

○本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類	+	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード ●住民票の写し（マイナンバーの記載のあるものに限り） のうちいずれか1つ		《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ●運転免許証 ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●在留カード 等のうちいずれか1つ

※郵送申告の方は、上記本人確認書類の写し（コピー）を添付してください。

※被扶養者のマイナンバーについては、記載のみで構いません。

申告書の書き方が分からない等、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
五所川原市役所 税務課 市民税係 TEL : 0173-35-2111（内線 2225・2226・2227・2228）